

【韓国労働ニュース】

2018年6月後半号（16日～30日）

- 17日 南北の労働界、「わが民族同士で外勢の干渉を排撃」
- * 韓国労総と民主労総、朝鮮職業総同盟が6・15南北共同宣言発表18周年を迎えて「南北労働者共同宣言文」を発表した。「休戦協定廃棄、平和協定の実現に向けて、南と北の全労働者が先頭に立つ。対立と対決の歴史に終止符を打ち、この地の恒久的な平和体制を実現することは、民族の共存と共栄を実現するための最優先の課題」とした。
- 建設現場で5ヶ月間に8人死亡・・・労働部、ポスコ建設を特別監督
- 大韓航空乗務員「北極航路で宇宙放射線に被爆して白血病に」
- * 航空乗務員が国内では初めて、血液ガンで労災申請をした。北極航路を運航する時に曝露した宇宙放射線などに原因の可能性があるという指摘が出ている。
- 900日座り込んだ『少女像守り』の叫び、「平和のための戦争準備はない」
- * 「もっと待てというのは暴力です。日本軍『慰安婦』被害者ハルモニは28人しかおられません。過去の戦争犯罪の解決に私たちが先頭に立たなければなりません」。座り込み900日を迎えた『少女像守り』は「平和のための戦争準備はない」として、韓日『慰安婦』合意の廃棄と韓半島の平和定着を求めるパフォーマンスを行った。
- 18日 大法院が勤労者の基準を提示、「特殊雇用学習誌教師は労組法上の勤労者」
- * 大法院が判決で勤基法上の勤労者と労組法上の勤労者を区分する6つの基準を提示した。大法院の関係者は「勤基法上の勤労者に該当しなくても、労働三権保護の必要性があれば労組法上の勤労者に該当し得るという判決」と説明した。
- 統一の時代、看護師は何を準備するか？
- * 保健医療の分野でも統一に備える議論が本格化している。ユン高麗大医大教授はドイツの事例を分析して、南と北の保健医療格差の解消に力を入れるとし、「ドイツは分断の時期でも、人道的な支援が可能な保健医療分野だけは、相互協定を結んで持続的に交流していた」と強調した。
- 『最低賃金削減法』に証言する被害者・・・「私たちが証拠だ」
- * 政権与党が「低賃金労働者を保護する法」という主張を曲げない。年俸2500万ウォン未満の低賃金労働者が、改正以後にどんな被害が予想されるのかを直接証言した。民主労総は算入範囲の拡大によって、今後6年間に1人当たり平均1100万ウォン程度の期待利益の減少という被害を受けると主張した。
- 『死即生』覚悟で座り込む先生たち「政府は『法外労組取り消し』に答えよ」
- * 全教組の中央執行委員が無期限座り込みを始め、「司法壟断を処罰し、法外労組を取り消せ」と叫んだ。△解職教師34人全員の原状復職、△教員の労働三権保障、△成果給・教員評価の廃止、△教育正常化のための大学入試制度改革案作り、などを要求した。
- 韓国労総、女性活動家の力量を強化する
- * 韓国労総は労働現場の需要に合わせた女性の活動方向作りと、未組織・非正規女性労働者の組織化のための『女性活動力量強化体系構築のための基本計画』を樹立する。
- 金融圏の産別交渉が跛行、労組は争議行為を申請

家庭管理士協会「家事労働者は堂々とした労働者」

*ILOは2011年6月16日の100次総会で『家事労働者のための良質の雇用協約(189号)』を採択し、6月16日を『国際家事労働者の日』と宣言した。韓国の家事労働者が「家事労働者は雑用をする人でなく、堂々とした労働者だ」として、家事労働者尊重法の制定を求めるキャンペーンを行った。

移住労働者「雇用許可制を廃棄せよ」

*9年間で80人余りが取り締まりによって死傷した。法務部は「不法滞在者は31万人で、昨年末より6万人増加した」、「不法滞留者の縮小対策を強化する」とした。民主労総と移住共同行動などは「政府は移住労働者の取り締まり・追放を中断し、これらを不法とする雇用許可制を廃止せよ」と主張した。

色の褪せたユニホームを着て大統領府まで行進した KTX 解雇乗務員の涙

「裁判取り引きなかった」と言う大法官・・・法院労組「自主的に辞任せよ」

19日 「環境労働委は嫌い」 脱出を夢見る国会議員

*環境労働委員会の少なくない議員が他の常任委への移動を望んでいる。環境労働委に残留を希望する議員は15人中6人。

労働界・法曹界「司法壟断に消極的な対応、大法院長に遺憾」

*労働界と法曹界が、検察に捜査を依頼せず、捜査協力だけを明らかにした大法院長を批判した。「司法府は責任者処罰のためのすべての措置をとって当然だ」とした。

検察、李明博政府の『民主労総分裂工作』を捜査・・・雇用労働部を押収捜索

*李明博政府の2011年に、国家情報院が民主労総と韓国労総に対する瓦解を工作し、第三の労総である国民労総の設立を支援した状況が分かり、検察が捜査に入った。

二大労総、改正最低賃金法に憲法訴訟審判を請求「平等権の侵害」

*労働界が、改正最低賃金法は違憲として憲法訴訟審判を請求した。「改正最低賃金法は、同じ最低賃金なのに合理的理由なく差別しており、憲法が保障した平等権(11条1項)を侵害した。労働者集団の同意なく一方的に就業規則を変更し、賞与金の分割を可能にした条項は『勤労条件の民主的決定原則』(32条2項)に反し、労働基本権(33条1項)を侵害する」と主張した。

最低賃金期待賃金の減少補完策に『基本給引き上げ』を出した労働部

*政府は公共部門の低賃金労働者に対する『基本給の引き上げ』を検討している。雇用労働部長官は、サービス連盟学校非正規職労組・公共輸送労組教育公務職本部との非公開懇談会で、教育部・企財部と協議すると明らかにした。

政府は標準賃金制で勤続手当まで奪うのか！

*学校非正規労働者が、最低賃金法の廃棄と正規職との賃金格差縮小を要求する2万人規模の決起大会を開催する。「非正規労働者の威力的な闘争だけが公共部門の非正規職ゼロを創り出すことができる」。「組合員2万人が参加する総決起大会と、民主労総10万人が参加する非正規職撤廃闘争を成功させる」と明らかにした。

労働部の2期「現場労働庁」、1号案件は『レイテクコリアの人権弾圧』

*更衣室へのCCTV設置とボディカメラ撮影など、女性労働者への人権弾圧が問題視されているラベル製作専門業者のレイテクコリアが、2期現場労働庁の1号案件になった。

労働部- 全教組『初めての公式懇談会』

* 全教組に『労組ではない』通知をした雇用労働部と労組が会った。労働部は労組に、法外労組通知の措置を職権で取り消せるかについて法理を検討すると明らかにした。

ラドン寝台を集中回収した郵便局集配員が突然死

* 6・13 全国同時地方選挙の公報物の配達で疲れた集配員が、週末まで返上してベッド・マットレスの回収作業に動員され、過労が死亡原因と推定されている。現職集配員の死亡は今年 19 人目で、半分は「過労死」と思われる。

20 日 法外労組取り消し検討、一日で「なかったことに」・・・全教組は総力闘争

* 法外労組化の措置を撤回する方案を検討するという雇用労働部長官の発言に対し、大統領府報道官は「大法院判決を見守らなければならない状況」で、「政府が一方的に職権で取り消すのは不可能だ」とし、関連法令の改正によってこの問題を処理すると強調した。全教組は「野党の反対で教員労組法の改正が容易でないことを知りながら代案として提示したのは、時間稼ぎ」と糾弾し、断髪式を行って大統領との面談を要求した。

公務員の賃金、労政の交渉機構で決めよう

* 公務員の賃金は、人事革新処が民間の賃金・標準生計費・物価変動を考慮して策定し、公務員報酬民官審議委員会で最終的に処遇と報酬を確定する。公務員労組は公務員報酬民官審議委員会の廃止と、公務員賃金の交渉機構の構成を要求した。労組によれば審議委は使用者である政府に絶対的に有利な構成になっている。

週 5 2 時間違反に『6 ヶ月の是正期間』・・・労働界「企業に誤った信号」

* 政府は「勤労時間短縮が施行される 7 月から、最大 6 ヶ月の是正期間を置いて事業主を指導する」と明らかにした。勤労時間違反が確認されても、交代制改編・人材補充など、長時間労働の原因を解消するための措置が必要な場合、まず 3 ヶ月を『是正期間』として是正措置を誘導し、必要ならば追加で 3 ヶ月を付与するとした。

韓国経総「認可延長労働の許容範囲を拡大して欲しい」

* 経総が、天災地変といった事情がある時は労働者の同意と雇用労働部の認可を得て、超過延長労働が可能な『認可延長労働』の許容範囲の拡大と、7 月から適用される労働時間短縮勤労基準法の啓蒙期間を最小限 6 ヶ月にすることを労働部に建議した。

自動車販売連帯支会『不当労働行為疑惑』で現代・起亜車を検察に告訴

* 支会は現代車・起亜車の代理店で販売の仕事をする非正規労働者で 2016 年組織された。販売手当だけで、基本給・退職金・4 大保険はない。労組結成後、組合員がいた代理店 8 店が廃業して 100 人余りが雇用を失った。「現代車と起亜車が、労組の組織状況を把握して各代理店に組合員名簿を通知し、労組脱退を勧めた」と主張した。

「2022 年までに労災死亡者を半分に」労働部が『死亡事故縮小推進方案』

* 雇用労働部が、産業安全関連の事業と指導・監督を、事故死亡者の縮小に焦点を合わせて改編する。2022 年までに死亡万人率を 2016 年 (0.53) の半分 (0.27) に減らすのが目標。

事故発生の危険が高い事業場は機関長が直接点検するなど、現場管理に最善を尽くす。

「裁判取り引きの法官たち、我々の声を聞け」大法院に集まった人々の叫び

* 金属労組は大法院の前で決起大会を行い、「裁判取り引きの反逆者ヤン・スンテを直ちに拘束せよ」、「疑惑はないという司法積弊大法官は辞任せよ」と叫んだ。

21 日 段階的労働時間短縮なのに使用者処罰まで猶予するのか

* 党・政府・大統領府が週 52 時間労働上限の施行の 11 日前に、勤労基準法違反の使用者を 6 ヶ月間処罰しないと。段階的施行の上に処罰まで猶予する必要があるのかには疑問がある。「使用者に肩入れ」という批判が激しい。

大法院「休日手当で重複割り増し不必要」・・・労働界「労働尊重後退の流れ」

* 大法院が、城南市の環境美化員 37 人が 2008 年に出した休日勤労重複加算金請求訴訟の上告審で、原告勝訴とした原審判決を破棄してソウル高裁に差し戻した。8 時間以内の休日勤務手当を、通常賃金の 150%支給でよいとしたことに労働界が反撥している。

報道機関、労働時間短縮の準備さえしていない

* 言論労組が報道機関の長時間労働慣行の撤廃と労働時間短縮を要求した。300 人以上の企業で労使交渉を進行中だが、合意案が纏まったところは一ヶ所もない。

労働運動、既得権を放棄して青年に近づく

* チキン店で、韓国労総委員長と青年団体の疎通と連帯のビアパーティーが行われた。

出所後も労組破壊を継続、ユ・シヨン会長を厳罰に

* 柳成企業の労働者が会長の厳罰を求めて五体投地をし、法院に嘆願書を提出した。「不当労働行為で史上初めて 1 年 2 ヶ月の実刑を受けたユ・シヨン会長が、出所後も労組弾圧を続けている」とした。

現職 KTX 乗務員、直接雇用に決断を要求

* 外注化された鉄道業務を元に戻す労・使・専門家協議会が空転している。直接雇用の対象から子会社の職員を除こうとする動きに、現職の列車乗務員が「KTX 乗務業務など、生命・安全業務は直接雇用せよ」と要求した。

怪我で働けない労働者に損賠を求める宅配会社、虚偽契約を求める学習誌会社

* 「職場の甲質 119」が韓進宅配と佛教院を、公正取引法違反で公取委に申告した。

崩壊する労使関係と消える雇用、労組は何をするか？

* 労働の未来は？ 労働組合は何を準備すべきか？ 民主労総教育院が『4 次産業革命と 21 世紀のプロレタリア』を主題に講座を行った。4 次産業革命に対する関心は高く、民主労総の委員長をはじめ 50 人が参加した。

韓国政府は難民制度の差別助長・嫌悪拡散への同調を止めなければ

* 世界難民の日の 20 日、難民人権センターなど 270 の市民・社会団体は「韓国政府が国内居住の難民を冷遇して差別を助長している」と批判した。

22 日 休日労働重複割り増し不認定、国会が口実を与えた

* 常識と法理による判決ではなく、政治的な影響を受けた判決だった。大法院が休日労働加算手当の重複割り増しを認めないという判決を出したのは、高等法院が 14 件中 11 件で重複割り増しを認めた流れに反する。勤基法改正案が影響を与えたと見られる。

KTX 解雇乗務員が大法院の石柱に掲げた菊 3 3 輪

* KTX の解雇乗務員が、13 年目の闘いをしている解雇乗務員と同じ数の菊の花 33 輪を、最高裁判事 13 人の名前を一人ずつ呼び上げながら大法院の石柱に載せた。KTX 乗務員の大法院判決を、大統領府との取り引きではないとする大法院への怒りを表現した。

全教組「大統領府の法外労組『職権取り消し不可』を糾弾」リレートーク

* 21 日午前 9 時 30 分から午後 2 時までのリレートークを行った。20 日に集団削髪した労組の中央執行委員 25 人が発言に参加した。

労働部、ポリウレタン・コーティング手袋の使用自制を勧告

*製造業と建設業に自制の勧告文を送った。昨年6月に金属労組が発ガン物質・ジメチルホルムアミド(DMF)が検出されたと告発して1年目の措置。市中に流通する手袋8社12種のDMF残留量を分析した結果、すべての製品でDMFが残っていると確認された。成果年俸制に職権調印した労組代表者、組合員に慰謝料を支払え

*朴槿恵政府が強行した公共機関の成果年俸制に、組合員の同意なく職権で調印した労組代表者に、損害賠償責任を問う判決が出た。組合員60人に30万ウォンずつ、合計1800万ウォンの慰謝料の支払いを命じた。

建設産業の多段階下請け構造を清算しよう

*6月18日は1962年に国土建設庁が国土交通部に昇格した「建設の日」。建設産業連盟は「建設産業の構成員である建設労働者が行事から排除されている」。「建設現場はあらゆる不正と腐敗で汚されている」と批判し、建設産業の多段階下請け構造の清算と労働環境の改善を要求した。

「女性労働者の正規職化はできない」起亜車正規職労組の横暴

*起亜自動車が『不法派遣』労働者を正規職に転換する過程で、正規職の労働組合が『女性労働者の正規職化』に反対した事実が確認された。

24日 政府の週52時間を『6ヶ月啓蒙』に労働界「攻勢的対応」

*週52時間勤務制に、政府が財界の要求で6ヶ月の『処罰猶予』期間を置く。労働界は「労働強化や外注化や企業分割など、脱法と誤魔化しがある」と指摘し、弾力的勤務時間制などを拒否して実質的な労働時間短縮を達成するとした。

25日 朝鮮の労働者をどこまで知っているの？

*南北首脳会談と朝米首脳会談で韓半島の平和時代が大股で近付いている。何が変わるのか、どんな可能性があるのか。労働界も南北労働者交流と協力を待ち焦がれている。しかし、私たちは朝鮮を知らない。朝鮮の労働者はさらに分からない。保守政権10年間は空白状態であった。最近韓国労働研究院が『統一フォーラム』を作って朝鮮の労働・経済・社会を勉強し始めた。朝鮮の労働問題も覗くことができる。

最低賃金委・公益委員「労働界は全員会議に復帰しなければ」

*最賃委の公益委員は「労働者委員の早急な参加を強く求める。合わせて時間的制約を勘案して真剣な議論がスピード感を持って進められるように協力を要請する」とした。

2020年からは民間企業の労働者も『赤い日』を有給で休める

*雇用労働部は、民間企業が有給休日として保障しなければならない公休日を具体的に規定する勤労基準法施行令の改正案が、閣僚会議を通過したと明らかにした。公務員でない一般労働者も公休日を保証されることになった。

全国から集まった建設労働者「週52時間より『雇用改善対策』から施行せよ」

*建設労働者が「適正賃金と福祉の恩恵のない週52時間労働は、建設会社に賃金削減の口実を与えるだけ」として『建設現場の雇用改善対策』の早急な施行を求めた。

26日 平和繁栄の時代、労組は何をすべきか

*開城工業団地、金剛山観光の再開と鉄道連結、朝鮮の地下資源開発まで、南北経済協力への期待感が拡大している。韓国労総が南北経済協力の意味と労組の課題で討論会を行い、「労働界は南北経済協力の一つの軸」とした。

政府、柔軟労働制を推奨・・・労働界「週52時間の有名無実化を憂慮」

*雇用労働部が企業の柔軟勤務時間制活用の案内パンフレットを出した。労使が業務時間を調整できるように、弾力的勤務時間制など、様々『場合の手』を提示した。

ホン・ヨンピョ 民主党院内代表の訪問打診に、労働界『拒絶』

*最低賃金法の改正を主導して労働界から非難されている共に民主党の院内代表が二大労総を訪問する。二大労総は最低賃金法の再改正と公式謝罪なしでは会わないとした。

「法外労組通知処分の職権取り消しは不可能？」に法的根拠で反論する全教組
ソウル市発注の工事現場、労働者の便宜施設設置を義務化

*今後ソウル市が発注する工事金額1億ウォン以上のすべての工事現場では、トイレ・食堂・シャワー室・休憩室・更衣室といった施設を設置しなければならない。建設勤労者法には同じ趣旨が規定されている。

現代重工業の海洋事業部の「稼働中断」宣言に、5千人の雇用が『フラフラ』

光州地法「幼児保育労働者に法定の手当を支給せよ」

*全国で幼児保育をする1700人が未払い賃金集団訴訟をした初めて判決が出た。幼児保育者と委託事業者の間では勤労契約書が締結され、相当な指揮・監督をしているとして、勤基法上の労働者とした。

『裁判取引捜査に協調』の約束を破り『検察コントロール』を始めた司法部

*大法院が、検察の『司法壟断』関連者のハードディスク原本提出要求を拒否した。

27日

韓国労総、社会的対話に復帰・・・最低賃金審議の『完全跛行』は免れた

*韓国労総は共に民主党と高位級政策協議を行って『最低賃金制度の改善と政策協約履行に関する合意文』に署名し、「最低賃金委と雇用委員会、経済社会労働委員会など、社会的対話機構に復帰する」とした。

副総理「労働時間短縮に特別延長勤務を利用」は経総の要求を受け容れ？

*週52時間施行を5日前に、キム・ドンヨン経済副総理が「特別延長勤務を認可を受けて利用できるように、具体的な方案を講じる」と話した。勤基法施行規則によれば、事業場に特別な事情がある場合、雇用労働部長官の認可と労働者の同意によって勤務時間を延長できる。特別な事情とは国家基盤体系の麻痺のような社会的な災難をいう。

双龍車の解雇者、また命を絶った

*2009年の整理解雇事態以後で30人目の死亡者。玉砕ストの時に解雇された後に復職できなかった120人の中の1人。

費用・効率を前面に『無人運転・無人駅』試験運行を押し付け

*ソウル交通公社が地下鉄8号線区間で、全自動運転(DTO)の試験運行と駅を1人で管制する『スマート・ステーション』事業を押し付けている。労組は社長退陣闘争などで反撥している。

起亜車の女性非正規職を村八分にするな

*労働・市民・人権団体が、起亜自動車の構内下請け女性労働者の差別に抗議し、雇用労働部に是正措置を求めた。

中央行政機関の無期契約職転換者、「賃金差別は人権侵害」と人権委に陳情

宅配労働者、30日に一日配達車両を止める

『サムソン労組潰し』で前職・労働長官補佐官を拘束・・・「証拠隠滅の憂慮」

*億台の諮問契約で『労組潰し』に関与した疑惑を受けている前職労働部長官の政策補佐官が拘束された。

検察、警察庁情報分室を押収捜索・・・サムソンの労組瓦解に介入の疑惑

28日 最低賃金引上げは所帯生計費基準に、最低賃金・通常賃金の範囲を同一に

*韓国労総と共に民主党の合意文には、最低賃金算入範囲に関する内容がない。現実的に最低賃金の算入範囲を法改正以前に戻すことは不可能と判断し、2019年適用の最低賃金額告示の後に最低賃金法を改正することにした。

韓国労総「労組のない事業場の女性労働者の賃金はさらに低い」

*韓国労総が『労働組合が男女賃金格差に及ぼす影響』で、4次ジェンダー労働フォーラムを行った。OECDの性別賃金格差を見ると、韓国は37%で15年目の最下位だ。次のエストニアは28%。韓国女性政策研究院は「企業規模と労組の有無が性別賃金格差を発生させる」と診断した。

算入範囲を拡大した分だけ来年の最低賃金は大幅に上げなければ

*全国女性労組は『最低賃金引き上げ全国女性労働者大会』を行い、最低賃金法改正の廃棄と最低賃金1万ウォンのために、2019年の最低賃金の大幅引き上げを要求した。

ロウソク革命、国民の健康を守る医療革命にしよう

*「幾ら働いても終わりがありません。夢の中でも働いています」(全北大病院看護師・イム・ミジョンさん)。保健医療労組が、「不払い労働・焼き入れ・医療機関認証評価制度・非正規職」の『4OUT』キャンペーンとして『保健医療労働者大行進』を行い、患者尊重病院・労働尊重職場を作り宣言した。

病院に行くと病気になる現実、これが病院か

*医師業務は医師が、薬剤師業務は薬剤師が、看護業務は看護師がする病院。医療事故ない病院。不法施術と無免許診療がない病院。保健医療労組が続いた病院の事件・事故の解決策として、保健医療陣支援特別法の制定要求国民請願を提起した。

10月から暴言被害に遭った感情労働者、一旦『業務中断』させる

*10月から、顧客の暴言や暴行で被害を受けた感情労働者に、事業主が休み時間を与えるなど、適切な事後措置をしなければ、最高1000万ウォンの過怠金を払うことになる。雇用労働部は産業安全保健法施行令と施行規則一部改正案を立法予告した。3月に『感情労働者保護法』が成立したことに伴う措置。

労組運動で解雇されたが、2018年にも依然として法外労組

*全教組の活動で2千人を超える教師が解雇されたが、ほとんどの解雇教師は2000年に制定・施行された民主化補償法によって民主化運動関連者と認定された。犠牲者追慕記念団体連帯会議事務局長は「労組の原状回復には法外労組撤回と解雇者原職服職、活動関連の各種訴訟の取り下げと懲戒の撤回が必要だ」とし、司法壟断による被害の原状回復と国の謝罪、再発防止対策を注文した。

争議行為なのに、元請けが荷物を取り上げて代替人材を投入

*特殊雇用職の宅配労働者は、労組を作っても団体行動権・団体交渉権を行使できないと

して、労働部に宅配会社の不当労働行為の調査を要求した。

昨年の人権委の受付事件が14.1%増加・・・『2017年年間報告書』発刊

* 文在寅政府になって人権委の独立性と地位強化への期待感が上昇したと分析した。

朴槿恵- ヤン・スンテ、『慰安婦合意』まで裁判取り引きに利用した痕跡

103市民団体『ヤン・スンテ大法院・司法壟断時局会議』で共同対応に

* ヤン・スンテ時期の司法壟断真相究明に103の市民団体が『時局会議』を構成した。

憲裁、『良心的兵役拒否』を事実上認定・・・「代替服務制を導入すべし」

* 憲法裁判所は良心的兵役拒否者と法院が出した憲法訴訟・違憲法律審判事件で、裁判官

4(合憲)：4(違憲)+1(却下)で、代替服務制を兵役の種類として規定していない同法

5条は憲法に合致しないとした。

29日 民主労総、文在寅政府出帆後で最大規模の集会

* 民主労組が非正規職撤廃と『最低賃金削減法廃棄』を要求して30日に集会を行う。「大

統領府は10万労働者の怒りの叫び声を聞かだろ」と明らかにした。

最低賃金委、7月14日に来年の最低賃金を決める

* 最低賃金委は韓国労総の復帰決定で、民主労総を除いた労・使・公益委員が参加する体

制を整えることになった。

臨時・日雇職の賃金引き上げは早めたが、常用職との格差は大きく

* 雇用労働部の調査によれば、今年4月基準で常用職1人当り月平均賃金総額は337万ウ

ォンで1年前より3.5%(11万3千ウォン)上がり、臨時・日雇職は同期間142万9千ウ

ォンに6.6%上昇した。

労働界「司法府・行政府・双龍車が解雇労働者を殺した」

* 労働界が双龍自動車の解雇労働者の死に茫然自失している。K(48)組合員を追慕するロ

ウソク集会を行い、29日には平澤工場の前で野辺送りが行われる。

集配労組「正規人員を増員しなければ労働時間短縮は不可能」

* 今年に入って郵政事業本部の集配員14人が、突然死・自殺・交通事故・病気で死亡し

たことが確認された。集配労働者の長時間労働を改善するために、正規人材6500人の

増員を要求した。

文在寅政府、労働者集団死亡事態を解決せよ

* 韓国タイヤ労災協議会が政府に、韓国タイヤの労働者集団死亡事態の真相糾明と責任者

の処罰を要求した。1996年から昨年までに160人の韓国タイヤの労働者が亡くなり、

その内25人に労災が認められた。

30日 光化門広場を一杯に埋めた10万労働者「最低賃金削減法を廃棄せよ」

* 民主労総は『2018 非正規職撤廃全国労働者大会』を開催した。文在寅政府出帆後で最

大規模の労働者10万人が、『非正規職撤廃』と『最低賃金改悪法廃棄』を掲げて下半

期ゼネストと総力闘争を宣言した。

労働部長官「弾力勤労制の延長、労働時間短縮の趣旨に外れる」

* 共に民主党院内代表が、弾力的勤労時間制の単位期間を最大3ヶ月から6ヶ月に延ばす

方案を検討すると明らかにしたのに、雇用労働部長官は「労働時間短縮の趣旨に外れる」

として反対する意向を明らかにした。弾力勤労制は仕事が集中する時期に労働時間を増

やし、閑散期は減らして、単位期間(2週あるいは3ヶ月)の平均労働時間を週40時間(延

長勤労含む 52 時間)に合わせる制度で、弾力勤労制の単位期間が 6 ヶ月に延びれば、最長 3 ヶ月間連続で、週最大 62 時間の長時間労働が法的に可能になる。